

## 府中市学校給食センター給食費事務処理基準の一部改正について

### 1 趣旨

非常勤講師等の回数喫食については、学校より喫食の申し出を受け、給食の提供並びに給食費の請求をしています。

給食費の計算方法につきまして、喫食回数が一定回数を超えた場合、「府中市学校給食センター給食費事務処理基準」の別表「給食費回数計算早見表内」にあります上限を上限回数及び上限金額とし請求しています。

これは上限を上回る喫食の食材料費を他者からの給食費で運用していることとなります。

上限金額を設けることにより、喫食回数と食単価を乗算した計と上限金額で調整した給食費の差を過去5年度分対比しましたところ平成25年9月現在で471,288円の差額となっております。

給食費未納対策を喚起し、平成26年度より消費税増税、景気不安による歳入減が見込まれる中、上限金額の適用につきましても、根拠規定が不明瞭のまま今日に至っております。

このことから、給食費の適正な請求を図るため、本基準におきまして一部改正を行うものです。

### 2 改正の内容

(食単価を用いて計算するもの)

第8 小・中学校講師等、視察来校者、児童・生徒の介護付き添い、保護者等による試食会参加者が喫食する場合。

2 第2に定めた回数を上回る場合。

3 1項により食単価を用いて計算した場合、府中市学校給食用牛乳代補助金及び府中市学校給食用調味料代補助金の交付対象者でない児童・生徒等については、各種補助金の相当額も併せて徴収する。

なお給食費の上限は設けず喫食回数に食単価を乗算したものとする。

### 3 実施主体

府中市学校給食会

### 4 改正の時期

平成26年4月1日